

参考資料

(事前にデータ送付したもの)

阪神間10市比較 (人口・議会定数と投票率の関係性)

阪神間10市比較		人口	議員定数	人口/議員定数	前回市議会選挙 投票率
①	神戸市	1,525,812	69	22,113	39.01%(41.55)
②	西宮市	484,204	41	11,810	35.94%(36.27)
③	尼崎市	462,820	42	11,020	40.37%(42.42)
④	宝塚市	233,499	26	8,981	38.42%(41.29)
⑤	伊丹市	203,509	28	7,268	40.39%(42.83)
⑥	川西市	156,204	26	6,008	51.7%(48.15)
⑦	三田市	110,833	22	5,038	51.82%(49.02)
⑧	芦屋市	95,616	21	4,553	48.7%(53.38)
⑨	丹波篠山市	40,852	18	2,270	54.24%(34.49)
⑩	丹波市	63,235	20	3,162	65.35%(68.05)

※()の数字は前々回の投票率です。

※データは2020年の数値になります。

参考人からの事前質問に対する回答

1. なぜ、常任委員会数を4から3に変更したのか、その理由。

議事録があれば、それも拝読したい。

→ A. 議員定数が30人から26人に削減されたことに合わせ、平成19年第2回定例会において条例改正が行われ、常任委員会の数が3委員会に変更となりました(平成19年5月25日議決)。

これに先立ち、平成19年3月に開かれた会派代表者会において、常任委員会数を4とするか3とするか協議が行われ、両論ありましたが最終的には3委員会とすることで全員が一致しました。この会議は要約のみの記録となっており、記録上で確認できる議論はありません。

2. 4常任委員会の際の委員会名と構成人数、現在の3常任委員会の委員会名

→ A. 別紙資料「宝塚市議会常任委員会の変遷について」をご覧ください。

3. 平成13年～18年(4委員会)の、各常任委員会の実施日、実施日ごとの議案名一覧
平成19年以降(3委員会)の、各常任委員会の実施日、実施日ごとの議案名一覧

→ A. 膨大な資料となりますので、短時間で作成することは非常に困難です。

可能な範囲で、年度ごとの委員会開催日数、付託議案数についての資料をご提供します。

別紙資料「常任委員会の開催日数について」及び「常任委員会に付託された議案数(概数)について」をご覧ください。

4. 4常任委員会になったのはいつからか。また、それ以前に5委員会、3委員会だったときはあったのか。

→ A. 別紙資料「宝塚市議会常任委員会の変遷について」をご覧ください。

5. 平成18年第1回宝塚市議会(平成18年2月15日)の会議録に、地方自治法が改正され複数の常任委員会への所属が可能となった旨の発言があるが、そのような「一人二役」は行われているのか。行われていないならなぜか。また、このことが議会内で検討されたことはあるか。ある場合は、議事録を拝読したい。

→ A. 平成18年の地方自治法改正により、複数の常任委員会への所属制限が廃止され、一人の議員が複数の常任委員会に所属することが可能となりました。

その後、宝塚市議会では平成25年2月21日の本会議において委員会条例を改正し、複数の常任委員会への所属を可能としました。この改正に際しては、事前に会派代表者会に諮り全員一致で決定しておりますが、この会議は要約のみの記録となっており、記録上で確認できる議論はありません。

また、これまで実際にそのような運用が行われた事例はありません。

6. 平成 18 年第 1 回宝塚市議会（平成 18 年 2 月 15 日）の会議録に、「4 人を減らすと 1 年間で 2 億円助かる」という発言と、「純粋な議員 1 人に対する人件費は 1,270 万円ほどになる」という発言があるが、どの数字が正しいのか。

→ A. 当時の議員の発言であり、根拠については確認できかねます。

7. 議員報酬は、市議会ホームページに記載されている「議員報酬」と「期末手当」で全てか。このほかに政務活動費等があるのか。

→ A. 議員報酬としては、市議会ホームページに記載されているとおり、「議員報酬」と「期末手当」となります。

議員（議長、副議長以外）1 人あたりの現行の支給額は次のとおりです。

なお、昨年度の人事院勧告に準じた期末手当の引き下げを昨年度中に実施しなかったことから、今年度は特例的に、6 月期にその相当額を減額しています。

・議員報酬 月額	557,700 円×12 月＝	6,692,400 円
・期末手当 6 月期	557,700 円×1.45×1.625	
	－80,866（調整減額）＝	1,233,215 円
	<u>12 月期 557,700 円×1.45×1.625＝</u>	<u>1,314,081 円</u>
・合計（年額）		9,239,696 円

また、議員報酬とは別に、議員には政務活動費が次のとおり交付されますが、これは議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、議員報酬とは目的、性質がまったく異なるものです。

政務活動費は、当該年度終了後、すべての支出について領収書を添付して支出報告を行い、残余の額については返還することとなっています。

・政務活動費 月額 76,000 円×12 月＝ 912,000 円

8. 平成 18 年以降の議員報酬、期末手当等の推移。どういう経緯でいつ減額されたのか。

→ A. 別紙資料「宝塚市議会議員報酬について（平成 18 年以降）」をご覧ください。

宝塚市議会常任委員会の変遷について

- 昭和 29. 4. 7～30. 3. 31 (11委員会) ※議員定数 55
総務、税務、文教、土木、計画、社会、農政、商工、衛生、水道、消防
- 昭和 30. 4. 5～31. 4. 5 (5委員会) ※議員定数 36
総務、建設、民生、観光経済、水道
- 昭和 31. 4. 5～32. 4. 6 (4委員会) ※議員定数 36
総務、建設、厚生、水道
- 昭和 32. 4. 6～34. 3. 31 (4委員会) ※議員定数 36
総務財政、建設水道、厚生消防、観光経済
- 昭和 34. 4. 8～36. 4. 10 (4委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設水道、厚生消防、観光経済
- 昭和 36. 4. 10～40. 5. 20 (4委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、観光経済厚生
- 昭和 40. 5. 20～47. 5. 13 (4委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、民生経済観光
- 昭和 47. 5. 13～52. 5. 12 (4委員会) ※議員定数 30
総務文教、建設、水道消防、民生経済
- 昭和 52. 5. 12～54. 4. 29 (4委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、経済衛生
- 昭和 54. 5. 11～59. 5. 14 (4委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、経済衛生消防
- 昭和 59. 5. 14～平成 19. 4. 29 (4委員会) ※議員定数 30
総務、文教厚生、建設水道、生活経済
- 平成 19. 5. 25～現在 (3委員会) ※議員定数 26
総務、文教生活、産業建設

※平成 25. 9. 6 から、議長が常任委員会に所属しないこととなりました。

※各常任委員会の定数は、おおむね議員定数を均等に割った人数となりますが、年によって委員会ごとの人数には変動があり資料が煩雑になり過ぎるため省略しています。

【参考】

平成 18 年度末の委員定数	総務(8)、文教厚生(8)、建設水道(7)、生活経済(7)
平成 19 年 5 月の委員定数	総務(9)、文教生活(9)、産業建設(8)
平成 25 年 9 月の委員定数	総務(8)、文教生活(9)、産業建設(8)

常任委員会の開催日数について (平成13、18、19、24、令和3年度)

	平成13年度				平成18年度				平成19年度			平成24年度			令和3年度				
	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計	総務	文教生活	産業建設	計	総務	文教生活	産業建設	計	
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
5月	2	1	1	2	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2	2	3	7
6月	2	2	1	1	6	2	1	1	1	5	3	1	1	5	3	2	4	4	8
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
8月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
9月	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	2	1	1	4	3	3	2	2	6
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	5	1	1	4	
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	6	
12月	1	1	2	1	5	1	1	1	2	5	2	1	1	4	1	1	1	5	
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	
2月	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	
3月	0	1	1	1	3	2	1	1	1	5	4	1	1	6	3	2	2	3	
計	7	6	6	6	25	9	4	4	6	23	11	5	5	21	22	17	17	56	

※ 平成19年5月から、常任委員会の数が3となっています。

※ 宝塚市議会基本条例制定後の平成23年9月より、常任委員会における議案審査方法を変更しています。

<従前> 常任委員会1回で、議案説明を受け、議案審査、採決を行う

<変更後> 常任委員会①：議案に対する詳細説明を受ける（その後、常任委員協議会において論点整理）

常任委員会②：議案審査（質疑・自由討議・討論）、採決を行う

常任委員会③：委員会報告書の決定を行う

常任委員会に付託された議案数（概数）について（平成13、18、19、24、令和3年度）

※ 各定例会最終日に委員長報告を行い議決した議案数（議案、請願等）のみをカウントした概数となります。

※ 平成19年6月定例会から3常任委員会となっております。

平成13年度

	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計
6月定例会	4	5	2	3	14
9月定例会	10	4	22	5	41
12月定例会	8	2	4	4	18
3月定例会	19	9	21	10	59
計	41	20	49	22	132

平成19年度

	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	5	4	8	17
9月定例会	6	6	25	37
12月定例会	11	13	10	34
3月定例会	13	18	20	51
計	35	41	63	139

平成18年度

	総務	文教厚生	建設水道	生活経済	計
6月定例会	9	4	7	5	25
9月定例会	6	9	21	6	42
12月定例会	10	1	2	2	15
3月定例会	13	15	9	5	42
計	38	29	39	18	124

平成24年度

	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	13	13	3	29
9月定例会	8	4	14	26
12月定例会	16	11	5	32
3月定例会	10	13	17	40
計	47	41	39	127

令和3年度

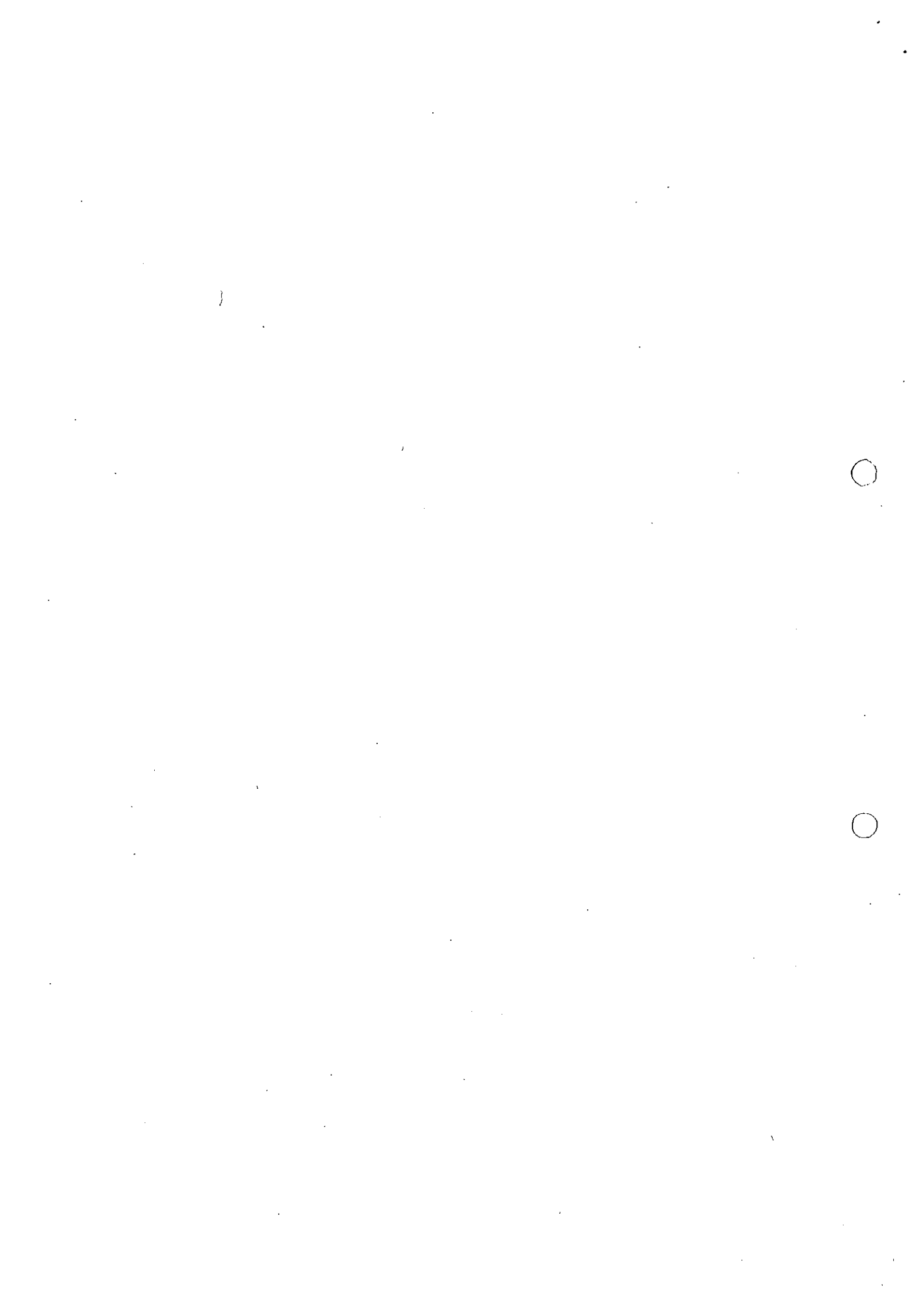
	総務	文教生活	産業建設	計
6月定例会	6	6	4	16
9月定例会	10	8	8	26
12月定例会	6	5	5	16
3月定例会	7	3	8	18
計	29	22	25	76

宝塚市議会議員報酬について（平成18年以降）

※正副議長を除く。自主カット実施期間中は、自主カット後の額を記載

	議員報酬 (月額)	期末手当		備考
		6月期	12月期	
平成17(2005).4.1～	619,400円	1,430,814円	1,601,149円	H15.1.1～ 報酬を5%自主カット
平成18(2006).6.30	(期末手当の支給率)	2.10月×1.10(加算率)	2.35月×1.10(加算率)	
平成18(2006).7.1～	652,000円	1,385,500円	1,515,900円	H18.6.30 報酬の自主カットを終了 H19.4.30 議員定数を30名から26名に
	(期末手当の支給率)	2.125月	2.325月	
平成21(2009).1.1～	610,000円	1,282,525円	1,459,425円	特別職報酬等審議会の答申にもとづき報酬額を改定
	(期末手当の支給率)	1.45月×1.45(加算率)	1.65月×1.45(加算率)	
平成22(2010).4.1～	610,000円	1,282,525円	1,326,750円	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定
	(期末手当の支給率)	1.45月×1.45(加算率)	1.50月×1.45(加算率)	
平成23(2011).4.1～	610,000円	1,282,525円	1,370,975円	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定
	(期末手当の支給率)	1.40月×1.45(加算率)	1.55月×1.45(加算率)	
平成24(2012).4.1～	593,000円	1,203,790円	1,332,768円	特別職報酬等審議会の答申にもとづき報酬額を改定
	(期末手当の支給率)	1.40月×1.45(加算率)	1.55月×1.45(加算率)	
平成24(2012).7.1～	563,000円	1,142,890円	1,265,343円	H24.7.1～ 報酬を5%自主カット
	(期末手当の支給率)	1.40月×1.45(加算率)	1.55月×1.45(加算率)	
平成27(2015).4.30～	587,000円	1,191,610円	1,319,283円	特別職報酬等審議会の答申にもとづき報酬額を改定 H27.4.29 報酬の自主カットを終了
	(期末手当の支給率)	1.40月×1.45(加算率)	1.55月×1.45(加算率)	

	議員報酬 (月額)	期末手当		備考
		6 月期	12 月期	
平成 28 (2016). 4. 1 ~	587,000 円 (期末手当の支給率)	1,191,610 円 1.40 月 × 1.45 (加算率)	1,574,628 円 1.85 月 × 1.45 (加算率)	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定
平成 29 (2017). 1. 1 ~	569,300 円 (期末手当の支給率)	1,279,502 円 1.55 月 × 1.45 (加算率)	1,444,599 円 1.75 月 × 1.45 (加算率)	H29. 1. 1 ~ 報酬を 3 % 自主カット
平成 30 (2018). 4. 1 ~	569,300 円 (期末手当の支給率)	1,300,139 円 1.575 月 × 1.45 (加算率)	1,465,236 円 1.775 月 × 1.45 (加算率)	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定
平成 31 (2019). 4. 1 ~	587,000 円 (期末手当の支給率)	1,425,676 円 1.675 月 × 1.45 (加算率)	1,468,234 円 1.725 月 × 1.45 (加算率)	H31. 3. 31 報酬の自主カットを終了 人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定
令和 2 (2020). 4. 1 ~	587,000 円 (期末手当の支給率)	1,446,955 円 1.70 月 × 1.45 (加算率)	1,404,398 円 1.65 月 × 1.45 (加算率)	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定 ※ R2. 6 月分の報酬を全額返上 (コロナ対策)
令和 3 (2021). 5. 1 ~	557,700 円 (期末手当の支給率)	1,354,514 円 1.675 月 × 1.45 (加算率)	1,354,514 円 1.675 月 × 1.45 (加算率)	特別職報酬等審議会の答申にもとづき報酬額を改定 するとともに、報酬を 3.7 % 自主カット
令和 4 (2022). 4. 1 ~	557,700 円 (期末手当の支給率)	1,233,215 円 1.625 月 × 1.45 (加算率) -80,866	1,314,081 円 1.625 月 × 1.45 (加算率)	人事院勧告に準じ、期末手当の支給率を改定 ※ 昨年度の人事院勧告に準じた期末手当の引き下げを 昨年度中に実施しなかったことから、今年度は特例的 に、6 月期にその相当額を減額



【参考人からの質問に対する回答(その2)】

Q1. H18 年第 1 回市会の議事録に「議員定数を減らせば他の施策（ほかの福祉、教育）にお金を回せる」というご発言や（P15 左上川口議員）、「定数を減らせば少数精鋭になる」という江原議員の度々のご発言について、「実際にそうしたことが発生したのか？」という検証は、その後の議会等でなされたのでしょうか？

→A. 具体的に検証がなされたかどうかは確認できません。

Q1a. 例えば議員定数を削減して浮いたお金をこの施策に使ったということが確認できる事象はあるのでしょうか？

→A. 市の財政の仕組みとして、議会費についても広く市の施策全般に充当する一般財源の一部となっております。

そのため、議会費を削減したことによって生じた財源が具体的にどの事業に充当されたかは確認できませんが、市の各種施策のいずれかに充当されたものと考えられます。

Q1b. また定数 26 となった後、例えば何か問題を起こして辞職勧告が決議されたり、不祥事により辞職された議員の方々はいらっしゃらなかったのでしょうか？

→A. 添付資料のとおりです。

●議員定数が26人となった後（平成19年4月以降）の議員辞職勧告決議の状況

平成22年6月18日
決議案第11号 近石武夫議員に対する議員辞職勧告決議
平成22年9月10日
決議案第12号 近石武夫議員に対する再度の議員辞職勧告決議
平成22年11月19日
決議案第13号 近石武夫議員に対する三度目の議員辞職勧告決議
平成23年2月16日
決議案第14号 近石武夫議員に対する四度目の議員辞職勧告決議

<決議の概要>

当該議員が長期にわたる無免許運転により逮捕、拘留されたことによるもの。

4回目の決議は、さらに、裁判により懲役10月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されたことが、理由に付け加えられた。

平成24年12月19日
決議案第6号 藤本誠議員に対する議員辞職勧告決議
平成25年2月21日
決議案第7号 藤本誠議員に対する再度の議員辞職勧告決議
平成25年5月14日
決議案第9号 藤本誠議員に対する三度目の議員辞職勧告決議
平成25年9月6日
決議案第12号 藤本誠議員に自らの行為を反省し議員辞職を求める勧告決議
平成26年12月18日
決議案第17号 藤本誠議員に議員辞職を求める五度目の勧告決議

<決議の概要>

当該議員の議員就任前の行為に関して「痴漢等の暴力行為に対する謝罪と議員辞職を求める請願」が採択されたことによるもの。

平成25年3月19日
決議案第8号 佐藤基裕議員に対する議員辞職勧告決議
平成25年5月14日
決議案第10号 佐藤基裕議員に対する再度の議員辞職勧告決議
平成25年9月6日
決議案第13号 佐藤基裕議員に人権感覚の欠如を反省し議員辞職を求める勧告決議
平成26年12月18日
決議案第18号 佐藤基裕議員に議員辞職を求める四度目の勧告決議

<決議の概要>

当該議員の行為に関して「人権感覚とモラル欠如の議員に対し厳正な対応を求める請願」が一部採択されたことによるもの。

●議員定数が26人となった後（平成19年4月以降）の不祥事による議員辞職の状況

該当ありません。